

## 》神通峡地区における小中学校の通学路の安全確保について

神通碧小学校、楡原中学校の児童の登下校に関しては通学路の危険性の問題や頻繁に出没する猿の群れや熊から保護対策が必要であることから、両校のPTAが中心になり富山市に要望書を提出しております。



### 神通碧小学校、楡原中学校校区のスクールバスの運用についての要望

#### 楡原中学校の生徒について

片掛、庵谷地区の遠距離通学者が利用すべき公共交通機関（地铁バス）が登下校時に走行しておらず、保護者が自家用車で送迎していることから、登校時には神通碧小学校のスクールバスに同乗することに加えて下校時の公共交通の便数を増加していただきたい。

#### 神通碧小学校の児童について

下タ北部地区から庵谷のバス停までの区間について猿や熊が頻繁に出没していることからスクールバスに乗車させていただきたい。



Q 神通峡地域の自治振興会やPTAの方々からスクールバス運用に対する要望書が提出についての対応を問う

A ① 公共交通を運営している交通事業者とも協議を行い、まず神通碧小学校のスクールバス運行時にあわせて、乗車が可能であれば中学生の同乗を認めることにした。また下校時については確かに部活終了後など、バスの運行がない実態も確認したので、今後富山市として何らかの対応を検討してまいります。

② 下タ北部地区では、猿や熊など頻繁に通学路に出没しており、大変お困りの事情は理解しているが、道路の状況からスクールバスの運行は困難であることに加えて、最寄りのバス停まで2キロ以内であることに加えて、タクシー利用も検討したが、運行事業者の確保が難しいということから対応は困難であることを理解して頂きたい。

Q 通学における格差はできる限りなくしていかなくてはならないが、対応について問う

A 小中学校の登下校時に熊や猿が主没した場合は、保護者への安全メールの送信や職員が付き添いながらの集団下校、警察へのパトロールの要請を行っている。また冬場の除雪についても地域の皆様のご協力を頂いている。今後も学校安全パトロール隊など地域の方々と連携しながら子供たちの登下校時の安全確保には鋭意取り組んでいきたい。

## 》平成29年12月定例会の概要

### 4億9,084万余円の補正予算等を可決

平成29年12月富山市議会定例会は、12月1日から19日まで19日間の会期で開かれました。平成29年度補正予算案件等について審議し、合わせて27議案が原案のとおり可決しました。

また、継続審査となっていた平成28年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定については、いずれも認定、原案可決されました。

#### 【可決した主な議案】

『12月補正後の平成29年度予算  
3,494億 2,221万余円（補正額 4億 9,084万余円）』

| ■予算案件                                     |             |
|---|-------------|
| ○平成29年度富山市一般会計補正予算補正額                     | 4億6,159万8千円 |
| ①台風被害に伴う修繕・復旧等の経費                         | 1億6,326万4千円 |
| ＜主な施設 水橋フィッシャリーナ、水橋漁港道路施設、街路樹、都市公園、小・中学校＞ |             |
| ②その他の事業                                   |             |
| ・電子申請システム導入業務委託料                          | 41万4千円      |
| ・富山市ふるさと納税支援業務委託料                         | 70万円        |
| ・企業立地奨励事業補助金                              | 93万3千円      |
| ・富山駅北口駅前広場修景施設実施設計業務委託料                   | 1,506万円     |
| ○平成29年度富山市特別会計補正予算（8会計）補正額                | 2,924万9千円   |



スペシャルオリンピックス日本 理事長 有森裕子さん



朝乃山関と

【事務所】  
〒939-8066 富山市朝菜町6丁目579-15  
TEL.076-422-3270

しやがわ智也

<http://www.shagawatomoya.jp>

# しやがわ 智也 市政報告

地方創生に 全力投球!

vol.3  
平成30年  
1月発行



新年の穏やかな幕開けをお健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。本年も地域の課題と向き合いながら今と未来を見据えて持続可能で強靱な富山市を目指し日々邁進して参ります。

### 地域力を発揮し行政が参加する仕組みづくり

公共交通補完事業や地域医療体制の構築、また地域防災計画など、まずは各々の地域が一体となって取り組むことが大切です。地域力を最大限発揮できるよう行政とのパイプ役となり全身全霊で取り組む決意です。

## 12月定例会 》空き家対策について

世帯構造の変化などを背景に、空き家の数は年々増加しております。近年、空き家は、防災・衛生・景観などの面から、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているとして、平成27年5月に『空き家等対策の推進に関する特別措置法』が、全面施行されております。それを受けて富山市は、空き家の増加や適切に管理が行われていない空き家の問題が懸念されることから、総合的かつ計画的に空き家対策を実施するため、平成29年7月に『富山市空家等対策計画』を策定。あわせて、この法律では対応できない空き家事案も発生していることから、富山市では、この空き家法を補完する『富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例』が今年の7月に策定され、空き家対策の実効性をより確保するものとしています。



Q 空き家の問題に対応するため、富山市空家対策官民連絡会議が設置されているが、空き家対策にとって、どのような役割を担っていくのか問う。

A 本市と不動産団体、建設関連団体、また弁護士等の多様な主体が連携して下記の空き家対策に取り組むものとしている。

- ①ホームページやパンフレットによる相続手続きや、空き家の維持管理または利活用などの総合的な情報提供。
- ②合同相談会などによるワンストップの相談対応。
- ③専門的な立場からの助言・協力。

また今後、必要となれば自治会連合会や社会福祉協議会等の参加も考えている。

Q 富山市は平成27年に各町内会の情報提供に基づいて、空き家数を5,736件として把握している。富山市が適正管理を求める依頼文を送付した115件のうち、約80%にあたる94件が連絡なしや対応不能として、所有者が未対応であると公表しているが、これらの空き家に対する管理・対応をどのように考えているのか問う。

A 再度、文章を送付するなど早期の対応を依頼している。引き続き特定空家の状況に至ることなく、所有者が自ら対応されるよう粘り強く対応していくものとしている。

Q 所有者不存在の空き家や所有者は存在しているが連絡がつかない場合など、近隣住民の生活に影響を与えている場合（草木の繁茂やゴミの投機）は、行政に一定の裁量によって、処理できるような制度を設けることができないか問う。

A 所有者が不明であっても、空き家は個人の財産であることから、市の裁量により樹木の伐採などを行うことはできないものと考えている。しかし、そのまま放置され、倒壊など、著しく保安上危険となる恐れがある状態となった場合には空き家法に基づき特定空き家に認定し、略式代執行により市が止むを得ず周辺の生活環境の保全を図るための強制措置を行うことができるとしている。（森市長）あくまでも個人の財産権は憲法に保障されている。法律が根拠にないといけないということから、この空き家法ができたことは大変歓迎すべきことだと思っている。ただし、空き家の隣接所有者が、隣から瓦が飛んでくるとか草木の問題も含めて物件的請求権に基づいて仮処分を申立てすることは根拠ができるため可能になる。このようなことは行政ではできないが有効であると考えている。



## 》空き家対策について



**Q** 相続放棄された、所有者不明になった空き家について、今後の対応を問う。

**A** 所有者が不明の空き家については、不動産登記がなされていないことや、課税されていないこと等によるものであり、所有者の特定には複雑な親族、相続関係の調査が必要になることから、専門家の協力を得ながら所有者の特定に努めている。

**Q** 『特定空家』の判定には、調査員が現地に赴き判定するが、その判定に差異があってはならない。その取り扱いについて問う。

**A** 空き家の状態を把握するために応急危険判定士などの外部の専門家による立ち入り調査を行う。その際、空き家の老朽状態を数値化した『特定空家等判定調査票』を用い調査員の調査結果に差異が生じないよう公平性を確保する。  
(森市長) 個人の所有物である財産の対象を、公的権限で手を加えられることを認定することは専門性の高い人達のみで客観的に公平性をもって判断されなければならない。その上で異議が出た場合に訴訟を維持できるか考えながらやっていくことになる。したがって、ひとつひとつのケースについて、ゴーサインをだすことについては、かなりデリケートな問題が内在する。最後は首長が判断することになるがケースによって腹をくって慎重に判断する。いずれにしても空き家法の制度設計を尊重しなければならない。

**Q** 今後、適正に管理がなされない空き家の発生を防ぐことが非常に重要であって、この予防策に大きく比重をかけていかなければならない。富山市として、空き家予防に対する地域住民の連携や機運を高めるためどのように取り組んでいくか問う。

**A** 市の広報、ホームページ、新しく作成する啓発用パンフレットの配布や出前講座の実施。それに加えて、官民で合同の相談会によって、地域の皆様に啓発を図りたい。  
(森市長) 固定資産税が居住用資産であれば軽減されるという意味で放置されている空き家がある。外から見ると危険が内在しているが、所有者は空き家を除去することで固定資産税の特例から外れるという理由で放置していると見受けられるものは、課税権者の職権で居住用とはみなされないと判断したものについては固定資産税の軽減を外している。この対応についても訴訟リスクがあるが、住民の皆さんの安全のために実施していることで理解頂きたい。

**Q** 全国版の空き家・空き地バンクの運用開始によって、富山市の空き家情報バンクが今後どのようになるか問う。

**A** 全国版の空き家・空き地バンクは、登録件数も多く、自治体ごとに異なっていた掲載項目が統一されることから、今後も多くの方に利用されることを期待している。現在、全国版空き家・空き地バンクに参加する準備を進めており、今年度中には掲載を予定している。  
(森市長) 国交省は本気で、この空き家バンクが有効にはたらくと考えるのか個人的に疑問に思っている。真に必要な情報が集まるかという疑問があるが、国の方向性として富山市が建前上で参加する。これらの空き家バンクだけではなく、民間の情報も合わせて運用していくことが必要だと思っている。

**Q** 中山間地の空き家については、近年、首都圏の方々や外国人にとって、非常に優位性が高いものと認識されており、富山の自然というブランド力の強化に寄与するものとする。中山間地の空き家利活用を推進する上で、広く情報発信することについて見解を問う。

**A** 周辺環境など地域特性を盛り込んで情報発信することは、非常に重要かつ空き家利活用につながるものと期待している。現状は、利活用が可能な物件の把握に課題があるが、官民連絡会議などを通じて、需要や実態などの情報交換を行いながら利活用を働きかけたい。

**Q** 森市長は、公共交通を利用したコンパクトなまちづくりを推進する中で、今後、更に空き家の増加が進み10年後、15年後には『まちづくり』の大きな転換期になると考えるが、我々の世代にバトンを渡すときに、どのようなことを期待されるか見解を問う。

**A** (森市長) 人口減少から空き家は増加し、今後、一層拍車がかかる。だからこそ拡散型のまちづくりを止めるべき。せめて一定の凝縮したまちを作っていけば、空き家の市場流通性も高まる。海外の中古住宅市場は手を加えれば加えるほど価値が上がって流通しているが、日本の固定資産評価を根本から見直さなければ問題解決にはならない。不動産業界が中心になって中古住宅の流通活性化を目的としたリノベーションなどを促すなど利活用されることを期待する。

空き家は適切に管理、有効利用されることが大切であり、今後、空き家のデータベースが一層整備されることによって、適切に管理されていない空き家が、更に顕在化してくると思います。

☆今後、地域としても空き家予防に対する意識を高めていかななくてはなりません。

## 》中小企業・小規模事業者の事業引き継ぎ支援について



中小企業の事業継承（M&Aを含む）は喫緊の課題となっております。平成29年7月から中小企業庁は中小企業の事業承継に関する集中実施期間を設定し、25～30万社を対象に積極的な事業承継診断を実施しています。今後10年の間に、経営者が70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は、全国で約245万人おられます。うち約半数の127万人（これは、日本企業全体の約3割）が現在、後継者が未定であるとして、中小企業庁が調査結果を報告しております。

**Q** 富山市として、事業承継（M&Aを含む）の必要性について、どのように捉えているかを問う。

**A** 中小企業は富山市の事業所全体の9割上を占め、地域経済の根幹を果たしている。地域経済を維持し、雇用創出、技術の承継や税収確保の面から事業承継は着実にすすめてもらうことが必要と考えている。事業承継の解決なくして、地方の持続的発展はありません。

**Q** 富山市は、市内経営者の年齢や状況をどこまで把握しているのか問う。

**A** 中小企業庁が2015年に実施した中小企業の事業承継に関するアンケート調査によると、経営者年齢の分布では60代後半の経営者が一番多く、今後5年間で代表者の引退平均年齢である67歳から70歳に達するというデータが公表されている。本市においては、富山市の経営者年齢は把握していないが、平成28年に商工会議所が行った小規模事業者アンケート調査では、60代後半が一番多いという結果となり、それが国のデータと一致していることから、本市の状況はこのデータと概ね同様のものと認識している。

新世紀産業機構には既存の『事業引継ぎ支援センター』という県の専門機関があります。ここでは2年前から相談窓口を開設しておりますが、2年間で相談件数は132件、相談企業数は82社でありました。それを受けて、事業引継ぎ支援センターでは、今年、県内35,000社に事業引継ぎに関する案内を送付しましたが問い合わせはありませんでした。

**Q** 富山市の経営者の皆さんに広く事業承継の必要性について知ってもらうため、啓発の機会が必要と考えるが、その取り組みについて問う。

**A** 商工会議所や金融機関では既に中小企業に対して事業承継に関する支援を積極的に実施している。融資等の資金面の相談は富山市が行っているほか、資金以外の事業承継に関する専門的なアドバイスが受けられる県の事業引継ぎセンターを紹介している。引き続き、機会を捉えて事業承継の重要性について周知していく。

### Point

近年、事業者の半数が黒字なのに承継ができずに、倒産に至っております。これまで富山を支えてきた、また、これからも支えるであつたであろうという企業が消滅しております。後になって、大きな損失に気づくことにならないように情報収集と啓発に努めるものです。

**Q** 広く県内全域に目を向けたマッチングや周知活動について、県と市の連携が必要であるが、その取り組みについて問う。

**A** 最終的にはM&Aしかないと思っている。一定規模の中小企業は金融機関やコンサルタントがビジネスとして事業承継を担っているが、重要なのは小規模事業者である。富山市は小規模でも技術力に優れた企業がたくさんある。それらが倒産や廃業となることは、富山市にとって大変不幸なことであることから、県や金融機関、経済団体と連携しながら富山市の役割をしっかりと果たしていく。

行政は情報収集や啓発という大きな役割を担っております。他方で、事業承継やM&Aは民と民の力が主体となります。事業承継が遅れることによって、県外や海外資本に富山の技術をもっていられないように危機感をもって取り組んで頂くよう、今一度、経営者の皆様をお願いしたいと思っております。将来にしっかりとした経済基盤を、次の世代に引き継ぐことが我々の担う重要な使命であり、地方創生の源となります。

☆事業承継の解決なくして、地方の持続的発展はありません。

